

再評価書

事業名	宇治山田港 海岸侵食対策事業		事業区分	海岸事業	室名	港湾・海岸室
事業概要	工 期 (下段:前回)	H12~H34	全体事業費	5,694,000千円(負担率:国1/2:県1/2) (下段:前回)		

事業の目的及び内容

宇治山田港海岸は、伊勢湾西岸の南部に位置し、北西から南東方向に直線的に延びる延長約3.5kmの海岸です。

海岸背後には人家が密集しており、夫婦岩参道(旅館街)の観光客も含め人口が集中する地域となっています。

当地区の海岸堤防は、伊勢湾台風による被災を契機に昭和36年までに築造されましたが、築後50年近くが経過していることから施設本体の老朽化が進んでおり、また近年の河川からの土砂の供給が減少していることから砂浜が侵食を受け汀線は大きく後退してきています。

このようなことから、台風などの高波時には防護効果の低下により波が堤防を越える被害が発生するなど、背後の旅館街及び人家の安全が危惧される状況となっています。

本事業では「海岸侵食の進行を防止し海浜の安定を図ると伴に、波浪や高潮などによる浸水を未然に防ぎ、背後地の生命・財産を守る。」ことを目的に、平成12年度から事業に着手し平成34年度の完成を目指し事業を進めています。

○事業の実施計画は下記の通りです。

全体計画延長L=3,518m (二見地区:758m、今一色地区:2,760m)

(内、二見地区の概要 堤防工758m、突堤工5基、養浜工12万m³)

事業主体の再評価結果

1. 再評価を行った理由

平成12年度の事業採択後、一定期間(10年)が経過し、なお継続中の事業であることから三重県公共事業再評価実施要綱第2条(2)の規定に基づき、再評価を行いました。

2. 事業の進捗状況と今後の見込み

2-1 事業の進捗状況

全体事業費は56億9千4百万円にたいして、7億9千2百万円が完了しており、進捗率は13.9%となっています。

(単位:千円)

工種名	全 体 計 画		平成21年度まで見込み		残事業	
	数 量	事 業 費	数 量	事 業 費	数 量	事 業 費
堤防工	3,518m	3,220,000	180m	306,000	3,338m	2,914,000
突堤工	5基	1,250,000	2基	350,800	3基	899,200
養浜工	12万m ³	1,224,000	1万m ³	135,200	11万m ³	1,088,800

2-2 今後の見込み

厳しい財政状況ですが地元の要望も強く、平成34年度の完成を目指し引き続き事業を推進していきます。

3. 事業を巡る社会経済状況等の変化

宇治山田港海岸は、古くから夫婦岩^{めおといわ}で名高く、白砂青松の名勝地「二見浦」として全国的に広く知られており、平成18年7月には国指定名勝に指定されました。

また当地域は伊勢志摩国立公園の特別地域に指定されており、明治15年には日本初の国指定海水浴場に、平成8年には「日本の渚100選」に選ばれています。

しかし、近年は海岸の侵食が著しく、海岸背後地の安全度も年々低下しており、甚大な被害をもたらす可能性が高いことから、事業の必要性及びその整備促進を求める気運は一層高まっています。

4. 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

海岸名	便益(B)	費用(C)	B/C
宇治山田港海岸	1,424.4億円	42.5億円	33.5

4-2 地元意向

台風等の高潮時には波が堤防を越える被害が発生している状況であり、既存堤防施設の老朽化及び海浜部の砂浜侵食から早急な施設整備が求められています。

また、対策工法について地域関係者と協議・調整を行った結果、自然災害からの防護効果のみならず、漁業を中心とした生態系、夫婦岩と関連する自然景観、宿泊施設利用者の海浜利用の上でも最適な工法の採用が求められています。

5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト縮減

突堤天端は遊歩道としての機能を有しており、当初計画においては石張舗装として計画していましたが、工事実施の際はコンクリート洗出し舗装に見直すことでコスト縮減を図っています。

5-2 代替案の可能性

海岸保全施設については、線的防護方式又は面的防護方式による整備が考えられますが、線的防護方式を採用した場合は既設堤防の嵩上げと堤防前面に消波ブロックの設置等が必要となります。

しかしながら、背後の社会環境(夫婦岩表参道、旅館街)等を考慮すると自然景観を阻害する線的防護方式は好ましくありません。

また、当地区のように侵食により越波が生じている海岸の場合、近年の海岸整備においては、高波を強制的に碎波させる工法を組み合わせる面的防護方式が最適であることから、当海岸において代替案は考えられず、現計画で進めることが妥当であると判断しています。

再評価の経緯

平成12年度に事業採択され10年が経過したため、第1回目の再評価になります。

事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱3条の視点を踏まえて、再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため、当事業を継続したいと考えています。